

---

午後 1時55分開会

○議長（太田更三） 定刻前ではありますが、始めさせていただきます。

まず初めに、開会に先立ち、ご報告を申し上げることから始めます。

さきの安曇野市長選挙におきまして、宮澤宗弘市長が再選され、代表副広域連合長に就任されておりますので、ご紹介申し上げます。

次に、7月1日に開催した臨時議会以降、安曇野市議会議員選挙及び麻績村議会議員選挙において、6名の議員が当広域連合議会議員になりましたので、ご紹介申し上げます。

安曇野市からは、議席内定順に、小松芳樹議員、荻原勝昭議員、松澤好哲議員、宮下明博議員、内川集雄議員、以上5名であります。麻績村からは、尾岸健史議員でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、筑北村の飯森副広域連合長が公務のため本日の会議を欠席する旨の届け出があり、宮坂副村長が代理出席しておりますので、ご承知願います。

以上で開会に先立つご報告を終わらせていただきます。

それでは、これより平成25年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が7件提出されております。また、陳情が1件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（太田更三） 日程第1、議席の指定を行います。

安曇野市及び麻績村選出議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてお手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（太田更三） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において4番、上條俊道議員、5番、中澤幸弘議員、6番、上條光明議員、以上を指名いたします。

---

## 日程第3 会期の決定

○議長（太田更三） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

## 日程第4 常任委員の選任

○議長（太田更三） 日程第4、常任委員の選任を行います。

安曇野市及び麻績村選出議員の常任委員会は、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

---

## 日程第5 議会運営委員の選任

○議長（太田更三） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において荻原勝昭議員を指

名いたします。

---

**日程第6 議案第1号から議案第4号まで及び報第1号**

○議長（太田更三） 日程第6、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号の以上5件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに平成25年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、7月の第1回臨時会以降、安曇野市、麻績村、筑北村において議会議員選挙が行われ、これに伴い、今議会から安曇野市、麻績村において6名の皆様が松本広域連合議会議員にご就任されました。新たにご就任された皆様におかれましては、松本広域圏のさらなる発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、去る10月6日には安曇野市長選挙が行われ、宮澤宗弘市長が再選を果たされました。松本広域連合を代表いたしまして心からお祝い申し上げ、引き続き広域連合の円滑なる運営についてご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、冒頭、10月16日未明、関東、東北の太平洋側を中心に日本列島を襲った台風26号は、伊豆大島に甚大な被害をもたらし、多くの方々の尊い命が失われ、島民の皆様方には厳しい避難生活を余儀なくされております。被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願ってやみません。

竜巻、猛暑、豪雨、そして台風と続いたことしは、異常気象がもたらしたとも言われている多くの災害が全国各地で発生しました。私どもは、こうした災害を経験するたびに、それを戒めとし、教訓とするわけではありますが、今回の伊豆大島の災害を見ますと、大規模土砂災害発生時の初動対応策の確立が喫緊の課題であると認識したところであり、加えて住民の生命と財産を守る危機管理を預かる首長として、寄せられるさまざまな情報をもとに、移り変わる状況を的確に判断し、避難情報を出すことの重要性を再認識したところでもあります。

次に、去る9月7日のI O C国際オリンピック委員会総会において、2020年夏のオリンピック、パラリンピックの開催都市が東京都に決定されました。7年後の東京オリンピック、

パラリンピックが、未来を担う子供たちを初め、多くの人々に夢と感動を与え、世界の平和の祭典となるよう願ってやみません。

また、日本全体への経済波及効果を期待する声も大きいわけではありますが、今後、皆様方のご意見を伺いながら、松本地域の活性化につなげる方策を検討することも松本広域圏の課題であると考えております。

次に、4年制県立大学の新設をめぐる県政の動きに関連して申し上げます。

先般の9月定例長野県議会において、新県立大学の施設内容や教育課程などを検討する専門部会の設置経費等の予算が議決されました。私といたしましては、この専門部会等で現在の基本構想の推進ありきとして部会運営がなされないよう強く求めてまいりましたが、直近の情勢では、超少子高齢型の人口減少社会の到来、県財政が厳しいと言われる中で、巨額な税金を大学設置に投入することの是非についても議論されており、改めて新県立大学の必要性が問われているところでございます。

ご承知のとおり、9万6,000人余の署名とともに長野県議会に提出された県立大基本構想再検討を求める請願は、継続審査となりましたが、県はこの署名の重みを十分に付渡し、多くの県民が納得できる方途を講ずるよう求めてまいります。

次に、消防救急無線デジタル化事業の進捗状況について申し上げます。

現在、各拠点施設の無線機器設置工事に着手しており、消防局、芥子坊主、麻績消防署の基地局設置事業につきましては、アンテナや非常用発電機の設置を初め、無線装置の搬入、設置など、予定どおり順調に進んでおります。

今後は、各消防署及び車両への無線機器設置を初め、現通信指令システムへの接続など、いよいよ佳境に入ってまいります。引き続き細心の注意を払いながら、来年3月末の運用開始に向け、万全を期してまいります。

また、同時に進めております通信指令システムの更新につきましても、住民の皆様との生命線でもありますので、運用に支障を来すことのないよう慎重に進めてまいります。

それでは、ただいま上程をいたしました補正予算2件、決算の認定1件、財産の取得1件、専決処分の報告1件、計5件の提出議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成24年度一般会計並びに特別会計の決算に伴う繰越金の追加を初め、一般会計では、地方交付税の削減措置に伴って、当広域連合が給与条例を準用する松本市において、一般職の給料を平均3.8%減額する給与削減が行われたことから、当広域連合一般

職に係る影響額約3,000万円を減額補正しております。

なお、今回の給与減額につきましては、今年度に限定した特例措置でございます。

補正予算の規模でございますが、一般会計で8,561万円を追加し、補正後の予算規模は45億1,281万円、また特別会計では、587万円の追加で、補正後の予算規模は2,455万円となっております。

次に、議案第3号 平成24年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が49億42万円、歳出が42億7,334万円、形式収支6億2,707万円、実質収支1億8,507万円、ともに黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が2,702万円、歳出が1,372万円、形式収支、実質収支ともに1,329万円の黒字決算となりました。

次に、議案第4号の財産の取得についてにつきましては、本年度追加要望しておりました緊急消防隊設備整備事業が国庫補助事業として採択されましたので、災害対応特殊救急自動車1台を取得し、丸の内消防署に配置するものでございます。

次に、報告第1号の平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）は、ただいまの財産の取得についてでもご説明申し上げました丸の内消防署の災害対応特殊救急自動車購入に伴う予算措置について、去る7月26日付で専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

このほか、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件をご報告申し上げます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど公平委員会委員及び本日追加で提出をいたしました監査委員の人事案件について提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田更三） 次に、監査委員から、平成24年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林かつ代） ただいまご紹介をいただきました監査委員の小林でございます。

平成24年度松本広域連合一般会計及び松本地域ふるさと基金事業特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月1日

に高山監査委員と審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても、関係諸帳簿と符合し、正確であると認められ、かつ、各基金もその設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認められました。

さらに、意見として、事務所移転後も一層の職務の効率化に努めていただきたいこと、災害弱者緊急通報センター装置の更新は、関係市村と協議の上、よりよい方法を検討していただきたいこと、山国といえど水難とは無縁とは言えず、消防隊員は水難救助を初めとするさまざまな災害に対応できるよう一層の危機管理体制を構築していただくことを申し上げます。

なお、詳細につきましては、広域連合長に提出し、ご配付申し上げます審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

以上申し上げます、決算審査の意見の概要といたします。

○議長（太田更三） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明があり、また監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

---

#### 日程第7 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（太田更三） 日程第7、松本広域連合行政一般に対する質問につきましては、発言通告者がないので、質問は終結いたします。

---

#### 日程第8 議案に対する質疑

○議長（太田更三） 日程第8、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号の以上5件に対する質疑につきましては、発言通告者がないので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号まで及び報第1号の以上5件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案

件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時14分休憩

午後 4時10分再開

○議長（太田更三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

消防委員会において欠員となっていた副委員長の互選が行われ、松澤好哲議員が副委員長に決定されましたので、ご報告申し上げます。

---

#### 日程第9 委員長審査報告

○議長（太田更三） 日程第9、議案第1号から議案第4号まで及び報第1号の以上5件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、中村努議員。

○総務民生委員長（中村 努） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件について慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成25年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成24年度松本広域連合歳入歳出決算の認定については、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、議案第3号 平成24年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、一般会計中、歳入5款1項1目旧伝染病舎跡地貸付料について、予算額と収入済額の間に差があるのはなぜかという質疑があり、賃貸借料は固定資産税課税標準額をもとに計算する契約であり、その課税標準額が予算積算時から変更になったためとの答弁があったことを申し添えま

す。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田更三） 次に、消防委員長、中田善雄議員。

○消防委員長（中田善雄） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案4件につきまして審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成24年度松本広域連合歳入歳出決算の認定につきましては、認定すべきものと決しました。

なお、審査の中では、松本広域消防局への消防署所へ除細動器の設置について検討するよう要望がありました。また、工事等に係る業者の選定について、各地域の業者に工事が平等に行き渡るように検討していただきたいとの要望がありました。

次に、議案第4号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、報第1号 平成25年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、承認すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田更三） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から議案第4号まで及び報第1号の以上5件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長長の報告のとおり可決、認定及び承認されました。

---

#### 日程第10 議案第5号

○議長（太田更三） 日程第10、議案第5号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

松本広域連合公平委員会委員、小野仁志委員が去る6月30日付をもって辞職されたことから、新たな委員として、古田澄人氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（太田更三） お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第5号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第11 議案第6号

○議長（太田更三） 日程第11、議案第6号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、宮下明博議員は除斥となります。

宮下明博議員は退席願います。

(宮下明博議員 退席)

○議長(太田更三) 当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の高山一榮監査委員が去る10月22日をもって任期満了となりましたことから、その後任として、宮下明博氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(太田更三) お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第6号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田更三) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田更三) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号はこれに同意することに決しました。

宮下明博議員の除斥を解きます。

(宮下明博議員 入場)

---

### 日程の追加

○議長(太田更三) お諮りいたします。

本会議再開前に総務民生委員会から議第1号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程 議第1号

○議長（太田更三） 議第1号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務民生委員長、中村努議員。

○総務民生委員長（中村 努） 議第1号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書について、総務民生委員会を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

議第1号は、総務民生委員会で審査いたしました平成25年陳情第1号 松本支部における労働審判の開設についてが採択されたことにより、意見書の提出を提案するものであります。

なお、意見書を朗読することにより説明にかえさせていただきます。

長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申し立て件数は増加しています。

しかしながら、長野県内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみです。そのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある長野市まで出向かなければならず、広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立ての障害となっていることが推測されます。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要です。

したがって、国におかれては、地域における司法の充実を図るため、下記の事項について強く要望します。

1、長野地方裁判所各支部において、労働審判事件の取り扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

2、とりわけ長野地方裁判所松本支部においては、早急に労働審判事件の取り扱いを開始すること。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田更三） お諮りいたします。

ただいま説明がなされました議第1号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認め、採決いたします。

議第1号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田更三） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号につきましては原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、直ちに国会及び関係行政庁に対し提出の取組をとることにいたしますので、ご了承願います。

---

○議長（太田更三） 以上をもって今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成25年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時25分閉会